

障害や発達に課題のある お子さんへのサポート



障害のあるお子さんを預けたいとき



障害のあるお子さんを保育している保護者の方が、保育できないときにご利用になります。

受付時間は、特に記載のないものは、月～金曜日（祝日、12/29～1/3 除く）午前8時30分～午後5時

日中一時保護

保護者の方が、用事・休養などで日中お子さんの保育ができないとき、一時的に施設内で預かります。（一時保護時間 午前9時～午後6時）

◎療育センターアポロ園

【対象年齢】 小学校6年生まで 【利用料金】 無料

【制限等】 ご利用に際しては規定があります。

【受付】 月～金曜日 午前9時～午後6時、土曜日 午前9時～午後4時、
（祝日、12/29～1/3 除く） ☎3389-3700

◎子ども発達センターたんぽぽ

【対象年齢】 概ね1歳～高校生まで（対象：重度・重複障害のあるお子さん）

【利用料金】 無料

【制限等】 ご利用に際しては規定があります。

【受付】 月～土曜日（祝日、12/29～1/3 除く） 午前9時～午後6時 ☎5343-7883

◎放課後デイサービスセンターみずいろ

【対象年齢】 小学生～高校生まで 【利用料金】 無料

【制限等】 ご利用に際しては規定があります。

【受付】 月～土曜日（祝日、12/29～1/3 除く） 午前9時～午後6時 ☎3388-5777

◎療育センターゆめなりあ

【対象年齢】 概ね1歳～高校生まで 【利用料金】 無料

【制限等】 ご利用に際しては規定があります。

【受付】 月～金曜日 午前9時～午後6時、土曜日 午前9時～午後4時、
（祝日、12/29～1/3 除く） ☎6382-4781

緊急一時保護（介護人派遣）

利用者の推薦により区に登録された介護人が、一時的にお子さんを保護します。

【利用料金】 無料

【制限等】 利用登録、利用内容に要件あり

【受付】 在宅福祉係（区役所3階） ☎3228-8953

障害のあるお子さんへの生活支援・通所支援施設等

療育センターアポロ園 問 江古田4-43-25 ☎3389-3700

中野区にお住いの、発達の課題や障害のあるお子さんやその家族を対象とした支援を行う施設です。

◎各種支援事業

▶療育相談

ご相談は、0歳から、お子さんの障害や発達について、専門の職員がお子さんの様子やお話を伺いながら助言します。利用については、管轄のすこやか福祉センターへお問い合わせください。

▶児童発達支援

発達の課題や障害のあるお子さんの家族に対する支援と、運動・認知・言語・社会性・基本的生活習慣等お子さんの成長を促すための支援を行います。

【対象】 0歳から就学前までのお子さん

【クラス】 ①クラス療育

1歳のお子さん 親子で週1日

2歳のお子さん 親子で週1～2日または月2回

3～5歳のお子さん 子どものみ週1～5日または月2回

②個別指導（5歳までのお子さん） 月1～2回

※①は送迎バスを運行しています。

※助成制度により、実質無償化になりました。

▶保育所等訪問支援

発達の課題や障害のあるお子さんの通う保育園や幼稚園等を訪問し、集団生活上のお子さんの発達の支援をします。

▶日中一時保護（P.46）

▶おもちゃライブラリー（P.72）

子ども発達センターたんぽぽ 問 丸山 1-17-2 ☎5343-7883

中野区にお住いの、重度・重複障害のあるお子さんやその家族を対象とした、訓練や放課後等の支援を行う施設です。

◎各種支援事業

▶児童発達支援

重度・重複障害のあるお子さんやその家族に対する支援と、お子さんの日常生活動作や運動機能の訓練等を通して、生活能力の向上を図るための支援を行います。

【対象】0歳から就学前までのお子さん

【クラス】・0～2歳のお子さん 親子で週1～2日

・3～5歳のお子さん 子どものみ週1日～3日

※送迎バスを運行しています。 ※助成制度により、実質無償化になりました。

▶放課後等デイサービス

学校終了後の放課後や夏休み等の学校休業日に生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を行います。

【対象】小学1年生～高校3年生

【利用時間】月曜日～土曜日 放課後～午後6時 学校休業日 午前9時～午後6時

※送迎バスを運行しています。

※児童福祉法による自己負担金があります。

▶居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により通園が著しく困難なお子さんの居宅を訪問し、お子さんの日常生活における基本的な動作の支援等を実施する事業です。

▶日中一時保護 (P.46)

放課後デイサービスセンター みずいろ 問 丸山 1-17-2 ☎3388-5777

中野区にお住いの知的・発達等の障害があるお子さんを対象とした、放課後や夏休み等の学校休業日の集団生活を通して支援を行う施設です。

◎各種支援事業

▶放課後等デイサービス

学校終了後の放課後や夏休み等の学校休業日に主体性や社会性を育めるよう支援を行います。

【対象】小学1年生～高校3年生

【利用時間】月曜日～土曜日 放課後～午後6時 学校休業日 午前9時～午後6時

※通所に際し送迎を行っています。

※児童福祉法による自己負担金があります。

▶日中一時保護 (P.46)

療育センターゆめなりあ 問 弥生町 5-5-2 ☎6382-4781

中野区にお住いの、発達の課題や障害のあるお子さんやその家族を対象とした支援を行う施設です。

◎各種支援事業

▶療育相談

ご相談は、0歳から、お子さんの障害や発達について、専門の職員がお子さんの様子やお話を伺いながら助言します。利用については、管轄のすこやか福祉センターへお問い合わせください。

▶児童発達支援

発達の課題や障害のあるお子さんの家族に対する支援と、運動・認知・言語・社会性・基本的な生活習慣等お子さんの成長を促すための支援を行います。

【対象】0歳から就学前までのお子さん

【クラス】①クラス療育

2歳のお子さん 親子で週1～2日

3歳児以上のお子さん 子どものみ週1～5日

※送迎バスを運行しています。

②個別療育（5歳までのお子さん）月2回程度

※助成制度により、実質無償化になりました。

▶放課後等デイサービス

学校終了後の放課後や夏休み等の学校休業日に主体性や社会性を育めるよう支援を行います。

【対象】小学1年生～高校3年生

【利用時間】月曜日～土曜日 放課後～午後6時 学校休業日 午前9時～午後6時

※送迎バスを運行しています。

※児童福祉法による自己負担金があります。

▶保育所等訪問支援

発達の課題や障害のあるお子さんの通う保育園や幼稚園等を訪問し、集団生活上のお子さんの発達の支援をします。

▶日中一時保護 (P.46)



障害児通所支援事業所

児童発達支援は未就学児、放課後等デイサービスは小学生から高校生までのお子さんを対象とした施設です。利用に関する詳細は各施設に直接お問い合わせください。

(令和7年7月1日時点)

児	放	事業所名	住所	電話番号
1		アトリエあいだっく	弥生町 2-10-1 霜田ビル 1階	6300-5630
2		ハッピー・テラス中野	中野 4-7-1 野口ビル 7階	5942-6604
3	○	space Kid's.con デイサービス	上鷲宮 4-6-20 イサカビル 1階	5848-9020
4		space Kid's.con デイサービス	上鷲宮 4-6-20 イサカビル 2階	5848-9005
5		パソコンあいだっく	本町 2-45-13 山手ビル 7階	6300-6061
6	○重	○重 中野区子ども発達センター たんぽぽ	丸山 1-17-2	5343-7883
7		○ 中野区放課後デイサービスセンターみずいろ	丸山 1-17-2	3388-5777
8		○ アトリエあいだっく新中野	本町 6-35-14 アダチビル 3階	6382-7894
9		○ space Kid's.con 鷲ノ宮	上鷲宮 5-8-5 ペル・ヴィバール 102号	5848-8722
10	○重	○重 おでんくらぶ	本町 6-36-5 シーアイマンション新中野 102号	6454-1230
11		○ Pur aile 新井薬師	上高田 5-35-9-1 階	5942-7395
12	○	○ スタジオそら東中野	東中野 4-27-33 エムエス東中野ビル 1階	5989-1915
13	○	○ アプリ児童デイサービス沼袋	沼袋 2-28-34 ペンションハウスコスモス 21 1階	5942-9451
14		○ フリップ	中央 5-46-8 福井ビル 1階	6885-8456
15	○	○ 発達支援センター ジョイナス東中野教室	東中野 1-50-2 オクト森ビル 1階	6908-8181
16	○	○ 中野区療育センター ゆめなりあ	弥生町 5-5-2	6382-4781
17	○	○ ハッピーテラスキッズ 中野ルーム	本町 6-14-2 和田ビル 1F	5328-1810
18		○ Catch and Smile	江古田 4-7-3 金子ビル 2階	5942-7608
19	○	○ En. 療育ラボ新井薬師スタジオ	新井 1丁目 23-22 プルメリア 202号	5318-9817
20	○	○ 発達支援ルームにこっと 中野教室	弥生町 2-40-11-1 階	6304-8536
21	○	○ アプリ児童デイサービス東中野	東中野 4-27-26 東中野ビューフラット 2階	5937-4891
22	○	○ u o o h ! 療育ラボ 中野野方スタジオ	野方 6-2-3 駅前北口ビル 2階	5327-8626
23		○ T A S U C 中野坂上教室	弥生町 1-8-11 東京計量器中野坂上ビル 2階	6273-9436
24		○ ブロックあいだっく	野方 5-28-1 エクセルシオール野方 1 201	6383-0850
25		○ ぼけっとキッズ	新井 2-50-6 T-Lotus 1階	5318-9321
26		○ ドレミファソライズ F C 中野	江古田 2-12-13 サンエスピア 1階	6318-7407
27	○	○ コペルプラス都立家政教室	若宮 3-17-5 都立家政ビル 2階	5356-8026
28	○	○ 放課後等デイサービス ウイズ・ユー新中野	本町 5-36-10 モンシャトー新中野	6767-5892
29	○	○ ブロッサムジュニア 中野沼袋教室	沼袋 4-27-15 クボデラビル 1階	5942-9505
30	○	○ 児童発達支援・放課後等デイサービスヒトツナ中野新橋教室	弥生町 3-14-2 弥生町レジデンス 1階	5843-5318
31	○	○ UPDATE 新江古田スタジオ	江原町 3-35-8 105号室	5906-5563
32	○	○ こぼとっこくらぶ	中野 4-7-1 野口ビル 2階	090-1245-1212
33		○ Catch and Smile 新中野	本町 3-33-9 ルシール新中野 103号室	6258-2626
34	○	○ ブロッサムジュニア 東中野	東中野 2-3-8 T.Park'sHIGASHINAKANO 101号室	5358-9600
35	○	○ cocoiro 新中野ルーム	中央 3-27-19	5937-1590

児	放	事業所名	住所	電話番号
36	○	中野区立療育センターアポロ園	江古田 4-43-25	3389-3700
37	○	○ アプリ児童デイサービス新井薬師	新井 5-10-5 アマビーレ新井 5丁目 1階	5942-9401
38	○重	○重 重症児デイ Patto Patto	中野 6-14-5	4400-4500
39	○	○ クロッカ中野新橋	弥生町 2-21-5 サクラビル 2階	6300-4455
40	○	○ 児童発達支援 ぶららぼ	若宮 3-3-11 家政ハイツ 1A	6265-5787
41	○	○ てらびあぼけっと中野教室	中央 4-21-18 コリンズビル 14	6382-8470
42	○	○ 放課後等デイサービスウィズ・ユー南中野	弥生町 2-19-8 モンヴィラージュ中野新橋 1階	6276-8335
43	○	○ クロッカ鷲ノ宮	白鷲 2-6-22 LOYAL GINKI 1階	5356-7463
44	○	○ 放課後等デイサービス Happy Learning	江古田 2-22-4 関東ビル 2階	5942-6350

児：児童発達支援 放：放課後等デイサービス 重：重症心身障害児が対象

障害等のあるお子さんへの手当・助成など

問合先の(★)は区役所3階子ども総合窓口内にあります。

	対象・内容	申込み・問合先等
特別児童扶養手当	次のいずれかにあてはまる20歳未満の児童を扶養している方(所得制限あり)。 ①身体障害者手帳1～3級程度の児童(下肢障害については4級の一部を含む)②愛の手帳1～3級程度の児童③上記と同程度の内部障害・精神障害のある児童④重複障害の児童(複数の障害がある場合は個々の障害の程度が上記より軽度な場合でも該当となることがあります)	児童手当係(★) ☎3228-8952
児童育成手当(障害手当)	次のいずれかにあてはまる20歳未満の児童を扶養している方(所得制限あり)。 ①身体障害者手帳1、2級程度の児童②愛の手帳1～3級程度の児童③脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の児童	
重度心身障害者手当	重度の知的障害者で、著しい精神症状がある方または重度の身体障害がある方、両上肢及び両下肢の機能喪失で座位困難の方、上記いずれかの状態を有する在宅の障害者(児)に支給します。(入院・施設入所者は除く、所得制限あり)	障害福祉相談窓口(区役所3階) ☎3228-8956
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を要する20歳未満の方で、身体障害者手帳1級及び2級の一部、愛の手帳1度及び2度の一部または上記に準じる疾病及び精神障害のある方に支給します。(施設入所者は除く、所得制限等あり)	中部すこやか障害者相談支援事業所 ☎3367-7810
障害者福祉手当・第2種手当	①身体障害者手帳3級の方、②愛の手帳4度の方、③障害者福祉手当・第1種手当に該当する障害程度である20歳未満の方に支給します。(施設入所者は除く、所得制限、併給制限あり)	北部すこやか障害者相談支援事業所 ☎5942-5800
日常生活用具・設備改善費の給付	在宅の重度障害者(児)の日常生活を容易にするための日常生活用具の給付及び住宅設備改善費の給付(限度額を超える金額については、自己負担あり)。設備改善は所得制限あり。	鷲宮すこやか障害者相談支援事業所 ☎6265-5770

	対象・内容	申込み・問合せ先
障害福祉サービス	<p>【対象】 発達に障害があるか、遅れのある児童 ※ 身体障害者手帳や愛の手帳などの取得が必要な場合があります。</p> <p>【サービス内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 居宅介護（ホームヘルプサービス） 居宅における介護、家事等生活全般にわたる支援をします。 2. 短期入所（ショートステイ） 保護者の疾病その他の理由により障害児入所施設等に短期入所を支援します。 ※ 保護者の所得により自己負担があります。 	<p>中部すこやか障害者相談支援事業所 ☎3367-7810</p> <p>北部すこやか障害者相談支援事業所 ☎5942-5800</p>
障害児通所サービス	<p>【サービス内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童発達支援 乳幼児に対し、日常生活における基本的な動作指導、集団生活への適応など必要な支援を行います。 2. 医療型児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援及び治療を行います。 3. 放課後等デイサービス 就学児に対し、放課後等に生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。 4. 居宅訪問型児童発達支援 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。 5. 保育所等訪問支援 発達の課題や障害のあるお子さんの通う保育園や幼稚園等を訪問し、集団生活上のお子さんの発達の支援をします。 	<p>南部すこやか障害者相談支援事業所 ☎5340-7888</p> <p>鷲宮すこやか障害者相談支援事業所 ☎6265-5770</p> <p>月～土曜日 午前9時～午後5時</p>
養育医療費給付	<p>指定養育医療機関において、医師が入院養育を必要と認めた新生児の医療費（健康保険適用時の自己負担分）を助成しています（所得に応じて自己負担が生じます）。</p> <p>対象になるのは、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 出生時の体重が 2,000 グラム以下の場合 (2) 生活力が特に薄弱であって次のいずれかの症状がある場合（ア運動異常 イ体温が摂氏 34 度以下 ウ呼吸器・循環器系の症状 エ消化器系の症状 オ黄疸） 	<p>【申請窓口】 各すこやか福祉センター（P.8） 子ども総合窓口（★）</p> <p>【問合せ先】 子ども医療助成係（★） ☎3228-3253</p>
自立支援医療（育成医療）給付	<p>肢体不自由、視覚・聴覚言語障害や内臓障害（心臓・腎臓・小腸・肝臓・その他の内臓障害）、免疫機能障害のある 18 歳未満のお子さんの、指定の医療機関等でかかった医療費に対し、給付しています。なお所得に応じ、一部負担金が生じます。また区民税額（所得割）が 23 万 5 千円以上の場合は給付対象外になります。</p>	<p>【申請窓口】 各すこやか福祉センター（P.8） 子ども総合窓口（★）</p> <p>【問合せ先】 子ども医療助成係（★） ☎3228-3253</p>

	対象・内容	申込み・問合せ先
小児慢性特定疾病の医療費助成	<p>保険診療にかかる自己負担分の医療費を一部助成します。18 歳未満で、対象疾患にかかっており、かつ別に定める認定基準に該当する児童。</p> <p>※ 別に、日常生活用具の給付が受けられる場合があります。</p> <p>※ 小児慢性特定疾病の一部疾病で医療費助成が認定となった方を対象に、難病患者福祉手当の支給対象となる場合があります。障害者福祉事業担当 ☎3228-8953）へお問い合わせください。</p>	<p>【申請窓口】 各すこやか福祉センター（P.8） 子ども総合窓口（★）</p> <p>【問合せ先】 子ども医療助成係（★） ☎3228-3253</p>
療育給付	<p>結核にかかっている 18 歳未満のお子さんが、入院治療を要すると医師が認めた場合で、指定医療機関に入院した際に医療費や療養生活に必要な日用品を給付しています。</p>	
中等度難聴児発達支援事業	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、言語獲得の促進、よりよいコミュニケーションの確保を目的として、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。助成対象者は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 区内在住の 18 歳未満の児童 ② 身体障害者手帳の対象でないこと ③ 両耳の聴力レベルがおおむね 30 デンベル以上で、補聴器により言語習得に一定の効果が期待できると医師が判断していること。 	<p>【申請窓口】 子ども総合窓口（★）</p> <p>【問合せ先】 子ども医療助成係（★） ☎3228-5623</p>
小児精神障害者入院医療費助成	<p>精神疾患で入院が必要な 18 歳未満の方に、入院費のうち保険診療の自己負担分を助成します。（食事療養標準負担額を除く）</p>	<p>【申請窓口】 各すこやか福祉センター（P.8） 子ども総合窓口（★）</p> <p>【問合せ先】 子ども医療助成係（★） ☎3228-5623</p>